

「こども学研究」論文投稿規約

長野県立大学 健康発達学部 こども学科
「こども学研究」編集委員会
2018年12月12日制定

(目的)

第一条 本規約は、「こども学研究」（以下、「本紀要」という）への投稿に関する詳細を定める。

(内容)

第二条 本紀要は、こどもを対象とする研究の発展に資するこども学及びその周辺領域の研究を掲載する。

(発行)

第三条 本紀要は、当面毎年度に一号を刊行する。

(投稿資格)

第四条 本紀要への投稿資格を有する者は、次の各号に該当する者とする。

- ① 本学の専任教員
- ② 本学の非常勤講師
- ③ 本学の専任教員と共同で執筆する者

本紀要編集委員会（以下、「編集委員会」という）が執筆を認めた者

2. 論文筆頭著者として投稿できるのは一号につき一編のみとする。

(人権及び倫理への配慮)

第五条 論文は、長野県立大学の「研究倫理のためのチェック項目」に従い、人権及び倫理に十分配慮しなければならない。

(原稿)

第六条 原稿は未発表のものに限る。

(原稿の種別)

第七条 原稿は下記の種別に分類することとする。

- (1) 原著論文：独創的な研究成果をまとめたもの
- (2) 研究ノート：①研究動向を展望したり、事実やデータを明示したりするなど、研究の発展のために基礎的整理をおこなったもの ②資料・史的価値のあるものを整理、紹介したもの ③原著論文の萌芽的段階のもの

- (3) 芸術的創作及びこれに準ずるもの
- (4) 翻訳
- (5) その他編集委員会が認めたもの

(原稿の執筆及び提出)

第八条 原稿の執筆にあたっては、別に定める「執筆要領」に従う。

2. 原稿の締切日および発行日は、編集委員会が年度ごとに定める。
3. 提出する原稿は、完全原稿として、編集委員会が定めた日時までに2部（原本1部、コピー1部）を編集委員会に提出する。
4. 編集委員会において論文等の採択が決定した場合には、当該論文等の原稿の電子媒体を提出する。

(査読及び審査)

第九条 査読者は1論文ごとに2名を本学に所属する教員の中から編集委員会を選任し、委嘱する。ただし、本学に適任者がいない場合は、編集委員会が依頼する。

2. 掲載の採否及び論文等の種類の決定は、査読者の意見に基づき編集委員会においておこなう。

(校正)

第十条 執筆者校正は原則として2校までとする。

2. 校正は活字の誤植、誤字及び欠字の修正程度とし、原則として原文変更はできない。

(著作権)

第十一条 本紀要に掲載された論文、研究ノート、資料等（以下「著作物」という。）の著作権は執筆者に属するが、本紀要の電子化および公開を含む著作物の利用権は、本学に属する。

附則

本規約は、2018年12月13日から施行する。